

## 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務等取扱要綱

平成 21 年 7 月 1 日

告示第 413 号の 2

改正 平成 23 年 3 月 31 日告示第 91 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日告示第 93 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 82 号

改正 平成 26 年 3 月 3 日告示第 62 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日告示第 125 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市が発注する工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「元請業者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号国土交通省建設流通政策審議官通知に基づくものをいう。以下「本制度」という。）を利用する場合に、鶴岡市建設工事請負契約約款（平成 17 年鶴岡市告示第 249 号以下「契約約款」という。）第 6 条第 1 項ただし書に基づき工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡を承諾する事務の取扱い等について定めるものとする。

(債権を譲渡することができる者)

第 2 条 債権を譲渡することができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、元請業者のうち資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下であるものとする。

(債権を譲り受けることができる者)

第 3 条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益法人である建設業者団体又は財団法人建設業振興基金が適当と認める民間事業者とする。

(対象工事)

第 4 条 本制度に係る債権の譲渡を承諾する対象工事は、市が発注した建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は対象としないものとする。

- (1) 鶴岡市低入札価格調査制度実施要綱（平成 21 年鶴岡市公告第 128 号）第 4 条に規定する低入札価格調査を行った工事
- (2) 債務負担行為にかかわる工事（最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (3) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事であって年度内に終了見

込みの工事を除く。)

(4) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(5) その他建設業者の施工する能力に疑義が生じている等の債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第5条 本制度による債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額をその上限額とする。

(1) 請負契約の工事が完成した場合 契約約款第33条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額

(2) 請負契約を解除した場合 契約約款第52条第1項の出来形部分検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡も増減するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 本制度による債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して、次に掲げる書類を契約担当課に当該請負契約の出来高(債務負担行為の最終年度の工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1に到達したと認められる日以降に持参し提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 1通

(2) 債権譲渡契約証書の写し 1通

(3) 工事履行報告書(様式第2号) 1通

(4) 発効日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの  
1通

(債権譲渡の承諾又は不承諾)

第7条 工事担当課は、提出書類に基づき債権譲渡を承諾するに当たって必要な事項の確認を行うものとする。

2 契約担当課は前項の確認により債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書(様式第3号)を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。

3 契約担当課は第1項の確認により債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知書(様式第4号)に理由を付して債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。

4 前2項による承諾又は不承諾に係る通知は、提出書類の受領の日から7日以内（閉庁日を除く。）に行うものとする。ただし、やむを得ない場合にあっては、債権譲渡人に連絡するものとする。

（出来高確認）

第8条 前条の承諾に係る出来高の確認は、工事履行報告書の内容をもって足りるものとする。

2 本制度の利用に係る債権譲渡に際し、当該債権の担保価値の査定等で出来高確認が必要となる場合は、債権譲受人が自らの責任において行うものとする。

（支払請求）

第9条 債権譲受人が当該債権の支払請求をするときは、請求書に債権譲渡承諾書及び債権譲渡契約証書それぞれの写しを添付するものとする。

（支払事務等）

第10条 市長は、債権譲渡を承諾した工事請負代金の支払いをするときは、支出命令書の債権者を債権譲受人とした上で、通常の審査に必要な書類に債権譲渡承諾書及び債権譲渡契約証書それぞれの写しを加え、会計管理者へ発するものとする。

（その他）

第11条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後においても、本市に対する責務を有するものとする。

2 債権譲渡を承諾した後は、当該工事に係る部分払いの請求はできないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

鶴岡市長 様

請負者  
(譲渡人) 所在地  
商号又は名称  
代表者 実印

(譲受人) 所在地  
商号又は名称  
代表者 実印

譲渡人と譲受人との間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人は、譲渡人が鶴岡市に対して有する下記の工事請負代金債権を譲受人に譲渡することにつき、鶴岡市工事請負契約約款（以下「契約約款」という）第6条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、鶴岡市に対する譲渡人の責務は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

### 記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日

4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－(2) 前払金額 金 円

－(3) 部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

(様式第2号)

## 工事履行報告書

年 月 日

鶴岡市長

様

請負者 所在地  
商号又は名称  
代表者

印

下記出来高に相違ありません。

記

工 事 名			
工 期	年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
日 付	年 月 日 ( 月分)		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
(その他記載欄)			

(備考) 必要に応じて、適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式第3号)

年 月 日

請負人・譲渡人 様

譲受人 様

鶴岡市長



### 債権譲渡承諾書

年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、鶴岡市建設工事請負契約約款第6条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって鶴岡市建設工事請負契約約款第46条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

- 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、鶴岡市建設工事請負契約約款第34条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する鶴岡市の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、鶴岡市建設工事請負契約約款第52条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の鶴岡市の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではない。
- 譲渡人及び譲受人は、当該譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、質権を設定し、その他帰属及び行使を害する行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、鶴岡市は関与しない。

件 名  
契約年月日 年 月 日

確定日付欄

確定日付欄

(様式第4号)

年 月 日

請負人・譲渡人 様  
譲受人 様

鶴岡市長



### 債権譲渡不承諾通知書

年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、次の理由により鶴岡市建設工事請負契約約款第6条第1項ただし書の規定による承諾は行いません。

- 1 件 名
- 2 契約年月日
- 3 承諾しない理由